

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第●号）の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第六十五条第二項の規定に基づき、原子力規制検査等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子力規制検査等に関する規則の一部を改正する規則

原子力規制検査等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が

同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(原子力規制検査に係る手数料の額) 第七条 令第六十五条第二項の原子力規制委員会規則で定める額は、各年度(第三条第一項ただし書に規定する検査にあつては、十年)につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、追加検査を受けようとするときは、次の各号に掲げる追加検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 第三条第二項第一号に係る追加検査 八十六万九千七百円 二 第三条第二項第二号に係る追加検査 四百一十一万四百円 三 第三条第二項第三号に係る追加検査 四千七十二万三千八百円 別表(第七条関係)	(原子力規制検査に係る手数料の額) 第七条 令第六十五条第二項の原子力規制委員会規則で定める額は、各年度(第三条第一項ただし書に規定する検査にあつては、十年)につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、追加検査を受けようとするときは、次の各号に掲げる追加検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 第三条第二項第一号に係る追加検査 二十二万五千六百円 二 第三条第二項第二号に係る追加検査 九十六万九千円 三 第三条第二項第三号に係る追加検査 九百四十一万四千四百円 別表(第七条関係)

番号		区分		金額	
一	製錬施設	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	二十一万 二千三百円		
二	加工施設	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（ 法第十二条の六第二項の認可を受け たものを除く。）	五百七十 四万千七百円		
		その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	六十一万 八千百円		
二	加工施設	（一）プルトニウム若しくはその化合物又はこれらの物質の一若しくは二以上を含む物質のいずれも	七十四万 三千三百円		
		その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（ 法第十二条の六第二項の認可を受け たものを除く。）	千九百九 十三万五千円		

番号		区分		金額	
一	製錬施設	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	三万三千 三百円		
二	加工施設	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（ 法第十二条の六第二項の認可を受け たものを除く。）	百十七万 五千円		
		その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	十四万九 千二百円		
二	加工施設	（一）プルトニウム若しくはその化合物又はこれらの物質の一若しくは二以上を含む物質のいずれも	十一万六 千七百円		
		その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（ 法第十二条の六第二項の認可を受け たものを除く。）	三百九十 九万五千八百円		

三		
試験研究用等原子炉施設	(一) 熱出力が五百キロワット未満の試験研究用等原子炉に係るもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないものの
原子炉一基につき 六万五千三百円	原子炉一基につき 百九十万八千円	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を工場又は事業所（原子力船を含む。以下この項において同じ。）から搬出してないもの

三		
試験研究用等原子炉施設	(一) 熱出力が五百キロワット未満の試験研究用等原子炉に係るもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないものの
原子炉一基につき 一万六千七百円	原子炉一基につき 六十二万二千二百円	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を工場又は事業所（原子力船を含む。以下この項において同じ。）から搬出してないもの

(二) 熱出力が 五百キロワッ ト以上の試験 研究用等原子 炉（試験研究 の用に供する 原子炉等の位 置、構造及び 設備の基準に 関する規則（ 平成二十五年 原子力規制委 員会規則第二 十一号）第四	法第四十三條の三 の二第二項の認可 を受けたものであ つて、全ての核燃 料物質を工場又は 事業所から搬出し たもの	原子炉一 基につき 二十五万 七千四百 円
	その年度において 核燃料物質の取扱 いを開始しないも の	原子炉一 基につき 十三万七 百円
(二) 熱出力が 五百キロワッ ト以上の試験 研究用等原子 炉（試験研究 の用に供する 原子炉等の位 置、構造及び 設備の基準に 関する規則（ 平成二十五年 原子力規制委 員会規則第二 十一号）第四	法第四十三條の三 の二第二項の認可 を受けたものであ つて、全ての核燃 料物質を工場又は 事業所から搬出し たもの	原子炉一 基につき 八千三百 円
	その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第四十三條の三 の二第二項の認可 を受けたものを除 く。）	原子炉一 基につき 百十七万 円

四					
原子炉	発電用				
段階発電用原	(一) 研究開発				る。)に係るもの
核燃料物質の取扱	その年度において	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであるが、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。)	原子炉一基につき九十六万八千二百円	原子炉一基につき四百七十八万六千七百円	ないもの
基につき	原子炉一				
四					
原子炉	発電用				
段階発電用原	(一) 研究開発				る。)に係るもの
核燃料物質の取扱	その年度において	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであるが、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。)	原子炉一基につき三十二万三千円	原子炉一基につき百五十七万六千六百円	ないもの
基につき	原子炉一				

施設		子炉に係るもの	
の		の	
法第四十三條の三 の三十四第二項の 認可を受けたもの	原子炉一 基につき 九百九十	その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第四十三條の三 の三十四第二項の 認可を受けたもの を除く。）	原子炉一 基につき 二千八百 四十四万 五千四百 円
法第四十三條の三 の三十四第二項の 認可を受けたもの	原子炉一 基につき 九百九十	法第四十三條の三 の三十四第二項の 認可を受けたもの であつて、全ての 核燃料物質を研究 開発段階発電用原 子炉の炉心から取 り出していないもの	原子炉一 基につき 千九百九 十三万五 千円

施設		子炉に係るもの	
の		の	
法第四十三條の三 の三十四第二項の 認可を受けたもの	原子炉一 基につき 百九十八	その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第四十三條の三 の三十四第二項の 認可を受けたもの を除く。）	原子炉一 基につき 五百六十 八万三千 五百円
法第四十三條の三 の三十四第二項の 認可を受けたもの	原子炉一 基につき 百九十八	法第四十三條の三 の三十四第二項の 認可を受けたもの であつて、全ての 核燃料物質を研究 開発段階発電用原 子炉の炉心から取 り出していないもの	原子炉一 基につき 三百九十 九万五千 八百円

(二) 発電用原子炉（研究開発段階発電用原子炉を除く。）に係るもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	出たもの 又は事業所から搬出したもの	であつて、全ての核燃料物質を研究開発段階発電用原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。） 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。）
	原子炉一 千五百円	原子炉一 基につき 二百万円 千四百円	五万三千 三百円

(二) 発電用原子炉（研究開発段階発電用原子炉を除く。）に係るもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	出たもの 又は事業所から搬出したもの	であつて、全ての核燃料物質を研究開発段階発電用原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。） 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。）
	原子炉一 千五百円	原子炉一 基につき 四十万五 千六百円	万五千九 百円

[illegible]

六					
再処理施設					
使用済燃料の取扱いを開始しないもの	その年度において使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物の取扱いを行うもの（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたものを除く。）	法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたもの	その年度において使用済燃料の取扱いを開始しないもの	その年度において使用済燃料、使用	
百円		三十五万二千六百円	百七万九千五百円	二千八百四十四万	
六					
再処理施設					
使用済燃料の取扱いを開始しないもの	その年度において使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物の取扱いを行うもの（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたものを除く。）	法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたもの	その年度において使用済燃料の取扱いを開始しないもの	その年度において使用済燃料、使用	
七百元		十万七千五百円	十六万九千五百円	五百六十万三千	

済燃料から分離された物又はこれら によって汚染され た物の取扱いを行 うもの（法第二十 条の五第二項の認 可を受けたものを 除く。）	五千四百 円
法第五十条の五第 二項の認可を受け たものであつて、 法第五十条の四の 三第一項に規定す る廃止措置のうち 使用済燃料を溶解 した液体から核燃 料物質その他の有 用物質を分離した 残りの液体（その 放射能が三・七テ ラベクレル以上の ものに限る。）を	二千八百 四十四万 五千四百 円

--	--

済燃料から分離された物又はこれら によって汚染され た物の取扱いを行 うもの（法第二十 条の五第二項の認 可を受けたものを 除く。）	五百円
法第五十条の五第 二項の認可を受け たものであつて、 法第五十条の四の 三第一項に規定す る廃止措置のうち 使用済燃料を溶解 した液体から核燃 料物質その他の有 用物質を分離した 残りの液体（その 放射能が三・七テ ラベクレル以上の ものに限る。）を	五百六十 八万三千 五百円

ガラスにより容器に固型化する処理を終了していないもの	法第五十条の五第二項の認可を受けたものであつて、法第五十条の四の三第一項に規定する廃止措置のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）をガラスにより容器に固型化する処理を終了したもの	二百九十 一万四千 四百円
ガラスにより容器に固型化する処理を終了していないもの	法第五十条の五第二項の認可を受けたものであつて、法第五十条の四の三第一項に規定する廃止措置のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）をガラスにより容器に固型化する処理を終了したもの	六十二万 四百円

七			
廃棄物 埋設 施設			
(一) 閉鎖措置 を講ずる必要 があるもの		(二) 閉鎖措置 を講ずる必要 があるもの	
その年度において 核燃料物質等の取 扱いを開始しない もの		その年度において 核燃料物質等の取 扱いを開始しない もの	
二百九十 一万四千 四百円		三十五万 二千六百 円	
その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の埋戻 しに係るものに限 る。）を受けたも のを除く。）		その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の埋戻 しに係るものに限 る。）を受けたも のを除く。）	
五万三千 円		五万三千 円	

七			
廃棄物 埋設 施設			
(一) 閉鎖措置 を講ずる必要 があるもの		(二) 閉鎖措置 を講ずる必要 があるもの	
その年度において 核燃料物質等の取 扱いを開始しない もの		その年度において 核燃料物質等の取 扱いを開始しない もの	
六十二万 四百円		十万七千 五百円	
その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の埋戻 しに係るものに限 る。）を受けたも のを除く。）		その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の埋戻 しに係るものに限 る。）を受けたも のを除く。）	
八千三百 円		八千三百 円	

八				
廃棄物管理施設				がないもの
核燃料物質等の取	その年度において の	法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の表面 を土砂等で覆う措 置に係るものに限 る。）を受けたも の	扱いを開始しない もの	その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の表面 を土砂等で覆う措 置に係るものに限 る。）を受けたも のを除く。）
百円	十 万 六 千	円 八 千 七 百	円 百 四 十 七	円 万 千 四 百
八				
廃棄物管理施設				がないもの
核燃料物質等の取	その年度において の	法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の表面 を土砂等で覆う措 置に係るものに限 る。）を受けたも の	扱いを開始しない もの	その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の表面 を土砂等で覆う措 置に係るものに限 る。）を受けたも のを除く。）
七 百 円	一 万 六 千	円 八 万 八 千	円 三 十 二 万	円 二 千 二 百

九					
使用施設等					
(一) 令第四十条各号に掲げる核燃料物質及び防護対象特定核燃料物質のいずれも取扱いを行わないもの					
扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの(法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。)	法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの(法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの)	九十六万八千二百円
		三十五万二千六百円	三万二千六百円		
九					
使用施設等					
(一) 令第四十条各号に掲げる核燃料物質及び防護対象特定核燃料物質のいずれも取扱いを行わないもの					
扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの(法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。)	法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの(法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの)	三十二万三千円
		十万七千五百円	八千四百円		

(三) 防護対象 特定核燃料物 核燃料物質等の取 扱	(二) 令第四十 一条各号に掲 げる核燃料物 質の取扱いを 行うもの(一) に該当す るものを除く 。			(三) 令第四十 一条各号に掲 げる核燃料物 質の取扱いを 行うもの(一) に該当す るものを除く 。	(二) 令第四十 一条各号に掲 げる核燃料物 質の取扱いを 行うもの(一) に該当す るものを除く 。
	けたものを除く。 法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたもの	けたものを除く。 法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたものを除く。	けたものを除く。 法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたもの	けたものを除く。 法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたもの	けたものを除く。 法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたもの
円(第三	二万七 百円	八十四万 千七百円	八十四万 千七百円	二万七 百円	二万七 百円

(三) 防護対象 特定核燃料物 核燃料物質等の取 扱	(二) 令第四十 一条各号に掲 げる核燃料物 質の取扱いを 行うもの(一) に該当す るものを除く 。			(三) 令第四十 一条各号に掲 げる核燃料物 質の取扱いを 行うもの(一) に該当す るものを除く 。	(二) 令第四十 一条各号に掲 げる核燃料物 質の取扱いを 行うもの(一) に該当す るものを除く 。
	けたものを除く。 法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたもの	けたものを除く。 法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたものを除く。	けたものを除く。 法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたもの	けたものを除く。 法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたもの	けたものを除く。 法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたもの
円(第三	五千六百 円	二十七万 三千九百 円	二十七万 三千九百 円	五千六百 円	五千六百 円

十				
核原料物質の使用に係る施設				
	(四) (一) から (三) までに該当しないもの			
		法第五十七条の五 第二項の認可を受けたもの		
三万二千 六百円	三万二千 六百円	た額 を加算し 定する額 (四) に規 定する額 を加算し た額)	一万八百 円 (第三 条第一項 ただし書 に規定す る検査を 受けよう とする場 合には、 これに (四) に規 定する額 を加算し た額)	(四) に規 定する額 を加算し た額)
十				
核原料物質の使用に係る施設				
	(四) (一) から (三) までに該当しないもの			
		法第五十七条の五 第二項の認可を受けたもの		
八千四百 円	八千四百 円	た額 を加算し 定する額 (四) に規 定する額 を加算し た額)	二千八百 円 (第三 条第一項 ただし書 に規定す る検査を 受けよう とする場 合には、 これに (四) に規 定する額 を加算し た額)	(四) に 規定する 額を加算 した額)

六百円

円

附 則

この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。